

補正予算に関する照会事項

《照会》

医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援 【交付額】

- 1床あたり賃金分8.4万円について、栄養士、調理師等、厨房職員は含まれると解釈して良いか（委託業者も病院職員と同様の取り扱いか）。
- 1床あたり物価分11.1万円について、算出根拠、内訳はあるのか。

《回答》

- 1床あたり賃金分8.4万円について、対象職種等の詳細は検討中だが、病院・有床診療所の「従事者」を対象としているので、委託先で雇用される者は対象にならない予定である。

- 1床あたり物価分11.1万円については、物価上昇の影響を受ける診療に必要な経費への支援となる。

なお、食費・光熱水費への支援は、重点支援地方交付金を活用するよう、11月28日付に各都道府県あてに事務連絡を発出している。

経営難が深刻化する医療機関にあっては、委託先事業者の労務費が転嫁された取引価格に応じることが困難となり得る場合もあり得ることから、今般の支援が医療機関の経営改善に繋がるということであれば、適切な転嫁に資するものと考える。

《照会》

介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援

- 介護従事者に対する幅広い賃上げ支援1万円について、介護施設直接雇用職員のみならず、全ての従事者に一律支給と考えて良いか。

《回答》

- 本件補助金にかかる詳細な制度設計は実施要項として示すこととなり、現在発出に向けて調整中であるが、各サービスの中で平均的な職員配置の事業所であれば、常勤換算の介護従事者一人あたり月額1万円の賃金改善が可能となるよう交付率を設定し、各事業所の総報酬に当該交付率を乗じた額を支給し、事業所は補助額に相当する賃金改善を実施する必要があるという仕組みにすることを想定している。